

*What's.
Family
Friendly.?*

**ファミリー・フレンドリー企業
とは？**

厚生労働省

財団法人
21世紀職業財団

ファミリー・フレンドリー企業とは？

What's

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業です。

具体的な取組は以下のようなものです。

- ① 法を上回る基準の育児・介護休業制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること
- ② 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること
- ③ 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること
- ④ 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること

(例) ●育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること。特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること

●両立について、経営トップ、管理職の理解があること 等



両立支援キャラクター
両立するべえ

なぜ、今、ファミリー・フレンドリー企業への取組が必要なのか？

21世紀の優良企業はファミリー・フレンドリー企業



平成11年の合計特殊出生率が1.34となるなど、少子・高齢化がますます加速し、また、働く女性の増加や核家族化といった家族形態の変化など、労働者の家庭を取り巻く環境も変化してきており、育児や家族の介護は、労働者が就業を継続していく上で、大きな問題となっています。

企業においては、このような状況に応じて、育児・介護等家族的責任を有する男女労働者が仕事と家庭とを両立させ、十分に能力を発揮して働けるような新たな人事労務管理を行うことが必要となります。このような取組は、労働者にとってはもとより、企業にとってもメリットが大きく、経営上も合理性を有するものであると言われています。

21世紀の優良企業はファミリー・フレンドリー企業であると言えるでしょう。

(ファミリー・フレンドリー企業のメリット)

企業にとって・・・労働者のモラルの向上、人材の確保、欠勤の減少 等
労働者にとって・・・家族とのコミュニケーションの増大、仕事の満足度の向上、
ストレスの減少 等

(『「ファミリー・フレンドリー」企業研究会報告書』より)

Family Friendly?



ファミリー・フレンドリーな 諸制度一覧(具体例)

法を上回る基準の 育児休業制度・ 介護休業制度

- ① 休業期間が1年を超える育児休業制度
- ② 休業期間が3ヶ月を超える介護休業制度
- ③ 休業期間を分割取得できる介護休業制度
- ④ 対象となる家族の範囲に限定がない介護休業制度

柔軟な働き方が できる制度

- ① 育児・介護のための短時間勤務制度
 - 1日の所定労働時間を短縮する制度
 - 週又は月の所定労働時間を短縮する制度
 - 週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務、特定曜日のみの勤務等)
 - 労働者が個々に勤務しない日又は時間を要求することを認める制度
 - ② フレックスタイム制
 - ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度
 - ④ 所定外労働をさせない制度
 - ⑤ 在宅勤務制度
 - ⑥ 家族看護休暇制度(家族等の短期間の傷病に関してその看護のために1日、半日又は時間単位の休暇を認める制度)
 - ⑦ 保育所の行事への参加等、短時間の所用のための半日又は時間単位の休暇制度
- (注)これら制度の規定においては、なるべく長い期間の設定が望まれる。

仕事と家庭の 両立を可能にする その他の制度

- ① 事業所内託児施設
- ② 育児・介護等を理由に退職した労働者を対象とする再雇用制度
- ③ 育児・介護サービス費用の助成措置(従業員が利用したベビーシッター・ホームヘルパー等の利用料補助等)
- ④ 育児・介護サービスに関する情報提供
- ⑤ 育児・介護休業中の従業員への経済的援助制度(毎月の金銭支給、見舞金の支給等)

ファミリー・フレンドリー企業 好事例



厚生労働省(旧労働省)では、ファミリー・フレンドリー企業の概念と諸制度が日本のより多くの企業に導入されるよう、その普及の一環として、平成11年度から、「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しています。

平成12年度は労働大臣優良賞としてセイコーエプソン(株)が、労働大臣努力賞として(株)東武宇都宮百貨店、(株)ワコール、(株)阪急百貨店及び大阪ガス(株)が表彰されました。ここでは、セイコーエプソン(株)及び(株)東武宇都宮百貨店におけるファミリー・フレンドリー企業としての取組についてご紹介します。

セイコーエプソン(株)

(業種：情報機器の製造・販売、精密機械及び電気機械製造業 従業員数：約12,700人 所在地：諏訪市)

育児休業制度は子が1歳に達した後の3月末まで、介護休業制度は1年6ヶ月間といずれも法を上回る期間休業できるものとなっており、また介護休業については分割して取得することが可能となっています。

育児のための短時間勤務制度については子が3歳の3月末まで、介護のための短時間勤務制度については3年間利用できるほか、フレックスタイム制度と短時間勤務を組み合わせることで取得できる制度も創設されています。また、看護休暇制度や育児・介護サービス費用助成制度なども行われています。

社内では育児介護支援制度の検討を行う育児介護労使委員会が設置され、また、企業内ホームページで、従業員が常に育児・介護休業制度等についての情報を入手できるようにするなどの取組を行っています。

これらの制度の利用者も多く、育児、介護休業制度ともに男性の利用者があり、仕事と家庭の両立がしやすい企業文化が社内に定着しています。



少子高齢化による将来の労働力不足をふまえれば、ファミリー・フレンドリーを目指す取組が、必ず「やっていて良かった。」と思える時代がくるはずです。当社も今後とも更に良い制度づくりを目指して取組んでいきたいと考えております。

(株)東武宇都宮百貨店

(業種：各種商品小売業 従業員数：約850人 所在地：宇都宮市)

育児休業制度は子が3歳に達するまでの間で1年間、介護休業制度は原則1年間で必要な場合は1年以内の延長ができ、いずれも法を上回る期間休業ができます。

育児のための短時間勤務制度は子が小学校就学まで、介護のための短時間勤務制度は最長3年間で、4時間10分から7時間40分までの8通りの勤務時間が選択できるものとなっています。また、再雇用制度が実施されています。

育児・介護休業により賞与が一定以下となる従業員に対する金銭支給やホームヘルパー利用料の補助などの経済的援助制度も設けられています。

労働組合のアンケートをもとに、労使委員会で各種制度について改善検討を行っており、人事部では育児・介護サービスについての情報提供も行っています。

こうした中で、管理職も育児休業制度を利用しています。



「親切一番店」としてお客様満足への取組とともに従業員満足についても組合と取組んできました。社員の6割近くを占める女性戦力が育児・介護で退職することなく働き続けられることが企業の業績向上・イメージアップにつながると考えています。



両立支援事業関連 給付金の紹介

育児・介護雇用安定助成金

◆育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について補助等を行った事業主に対して、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率	事業主負担額に対して	※年間限度額は、企業規模にかかわらず、労働者1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円です。
中小企業	3分の2	
大企業	2分の1	

また、労働者の育児・介護サービス利用料を援助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、最初の利用者が生じた場合に、上記の費用助成に加えて、一定額の助成をします。

支給額	1事業所につき
中小企業	40万円
大企業	30万円

◆育児・介護雇用環境整備助成金

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業を目指して、育児・介護等を行う労働者に配慮した雇用環境の整備等を行う中小企業事業主団体に対して、事業の実施に要した費用の3分の2(1団体当たり年間200万円限度)を2年間助成します。

◆育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で育児休業取得者代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給します。

(1) 原職等復帰について新たに平成12年4月1日以降就業規則等に規定した事業主の場合

最初の対象労働者に対して	中小企業	50万円
	大企業	40万円
上記後3年間、2人目以降の対象労働者に対して、1人当たり(最初の対象労働者とあわせて1事業所年間20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について既に平成12年3月31日までに就業規則等に規定している事業主の場合

中小企業	15万円	(平成12年4月1日以降の育児休業取得者が最初に原職等に復帰後3年間、1事業所当たり年間20人まで)
大企業	10万円	

◆事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置する事業主・事業主団体に対し、その設置、運営及び増築に係る費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入の一部についても助成します。

	助成率等	助成限度額
設置費		2,300万円限度
増築費		1,150万円限度(①②のいずれか) ①定員5人以上増加するもの ②安静室等(体調不調児に対応)の整備
運営費 (運営開始後5年間)	2分の1	通常型 規模に応じ 最高699万6千円限度
		時間延長型 規模に応じ 最高951万6千円限度
		深夜延長型 規模に応じ 最高1,014万6千円限度
		体調不調児対応型 上記それぞれの型の運営にかかる限度額 + 165万円限度
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円限度

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業をした労働者がスムーズに職場に復帰できるよう、職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給します。

- ① 情報等の提供
- ② 在宅講習
- ③ 職場環境適応講習
- ④ 職場復帰直前講習
- ⑤ 職場復帰直後講習

	支給限度額(対象労働者1人当たり)
中小企業	21万円
大企業	16万円

(注) ●事業主とは「雇用保険適用事業主」をいいます。

●中小企業事業主の範囲については以下のとおりです。

- 小売業(飲食店を含む)
 - 資本又は出資の額が5,000万円以下又は常用労働者数が50人以下
- サービス業
 - 資本又は出資の額が5,000万円以下又は常用労働者数が100人以下
- 卸売業
 - 資本又は出資の額が1億円以下又は常用労働者数が100人以下
- その他の業種
 - 資本又は出資の額が3億円以下又は常用労働者数が300人以下

ファミリー・フレンドリー企業 については、下記の

都道府県労働局雇用均等室へ

お問い合わせください。

都道府県名	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道	011-709-2715	011-709-8786
青 森	017-734-4211	017-777-7696
岩 手	019-604-3010	019-604-1535
宮 城	022-299-8844	022-299-8845
秋 田	018-862-6684	018-862-4300
山 形	023-624-8228	023-624-8246
福 島	024-536-4609	024-536-4658
茨 城	029-224-6288	029-224-6265
栃 木	028-633-2795	028-637-5998
群 馬	027-210-5009	027-210-5104
埼 玉	048-822-4273	048-832-4887
千 葉	043-221-2307	043-221-2308
東 京	03-3818-8408	03-5689-5076
神奈川	045-211-7380	045-211-7381
新 潟	025-234-5928	025-265-6420
富 山	076-432-2740	076-432-3959
石 川	076-265-4429	076-221-3087
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920
山 梨	055-231-8611	055-231-8625
長 野	026-227-0125	026-227-0126
岐 阜	058-263-1220	058-263-1707
静 岡	054-252-5310	054-252-8216
愛 知	052-219-5509	052-220-0573
三 重	059-226-2318	059-228-2785
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277
京 都	075-241-0504	075-241-0493
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214
和歌山	073-421-6157	073-421-6158
鳥 取	0857-22-3249	0857-29-4142
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505
岡 山	086-224-7639	086-224-7693
広 島	082-221-9247	082-221-2356
山 口	083-995-0390	083-995-0839
徳 島	088-652-2718	088-652-2751
香 川	087-831-3762	087-831-3759
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223
高 知	088-885-6041	088-885-6042
福 岡	092-411-4894	092-411-4895
佐 賀	0952-24-4240	0952-24-6559
長 崎	095-844-4384	095-844-4423
熊 本	096-352-3865	096-352-3876
大 分	097-532-4025	097-537-1240
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831
鹿 児 島	099-222-8446	099-222-8459
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914

各種給付金 については、下記の

財団法人21世紀職業財団地方事務所へ

お問い合わせください。

都道府県名	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道	011-707-6198	011-707-6199
青 森	017-776-2028	017-776-2025
岩 手	019-653-8681	019-653-8680
宮 城	022-214-2080	022-214-2520
秋 田	018-866-2100	018-866-2101
山 形	023-642-2021	023-642-2006
福 島	024-522-3030	024-522-3081
茨 城	029-226-2413	029-226-2740
栃 木	028-643-3220	028-643-3381
群 馬	027-223-2023	027-223-2013
埼 玉	048-824-7001	048-824-7009
千 葉	043-225-2295	043-225-2080
東 京	03-3258-2021	03-3258-2040
神奈川	045-224-8042	045-224-8037
新 潟	025-249-5660	025-243-2172
富 山	076-444-1526	076-444-2022
石 川	076-234-2040	076-234-2021
福 井	0776-21-0581	0776-21-0582
山 梨	055-254-2020	055-254-2074
長 野	026-223-4521	026-223-4524
岐 阜	058-266-5033	058-266-5031
静 岡	054-288-2029	054-288-2000
愛 知	052-586-7222	052-586-7225
三 重	059-228-2300	059-228-2304
滋 賀	077-523-5141	077-523-5249
京 都	075-672-8100	075-672-9500
大 阪	06-6262-2151	06-6262-2154
兵 庫	078-272-3055	078-272-3066
奈 良	0742-36-6777	0742-36-6778
和歌山	073-475-1765	073-475-1766
鳥 取	0857-24-2020	0857-24-2102
島 根	0852-24-2300	0852-24-2141
岡 山	086-227-2021	086-227-2880
広 島	082-224-2001	082-224-2003
山 口	083-923-2041	083-923-2274
徳 島	088-655-7771	088-655-6641
香 川	087-822-2027	087-822-2023
愛 媛	089-921-5660	089-921-5722
高 知	088-823-2020	088-823-2540
福 岡	092-431-7701	092-431-7702
佐 賀	0952-28-4621	0952-28-4721
長 崎	095-827-1262	095-827-1263
熊 本	096-324-2297	096-324-2104
大 分	097-538-7755	097-538-7756
宮 崎	0985-20-2019	0985-20-2027
鹿 児 島	099-259-7815	099-259-7832
沖 縄	098-869-9076	098-866-7789

平成13年3月